麻薬又は向精神薬の原材料の輸出承認について

輸出注意事項22第16号 (H22.3.15)

最終改正:輸出注意事項 2025 第 5 号 (R7.3.3)

輸出貿易管理令(昭和24年政令第378号)別表第2の21の3の項の中欄に掲げる麻薬又は向精神薬の原材料の輸出承認については、「輸出貿易管理令の運用について」(昭和62年11月6日付け62貿局第322号・輸出注意事項62第11号)によるほか、平成22年4月1日から下記により行います。

なお、「麻薬又は向精神薬の原材料の輸出承認について」(平成9年7月1日付け平成09・06・24貿局第3号・輸出注意事項9第35号)及び平成9年7月1日付け「麻薬又は向精神薬の原材料の輸出承認申請手続きについて(お知らせ)」は廃止します。

記

1 適用地域

適用地域は、全地域とする。

2 適用品目

- (1)適用品目は、輸出貿易管理令別表第2の21の3の項の中欄に掲げる貨物(別紙第1(輸出貿易管理令別表第2及び別表第7の規定に基づき貨物を定める省令(平成4年通商産業省令第38号)第1条に掲げる貨物))及びこれらを濃度50パーセント(塩化水素の水溶液、過マンガン酸カリウム、硫酸については濃度10パーセント)を超えて含有するものとする。
- (2) 適用除外品目は、別紙第2とする。

3 輪出承認の申請

(1) 輸出承認申請書の提出先

輸出承認の申請をしようとする者は、経済産業省貿易経済安全保障局貿易管理部貿易審査課に輸出承認申請書2通を提出するものとする。

- (2) 輸出承認申請の際の添付書類
 - ① 輸出承認申請内容明細書(別紙様式1-①、②)(別紙様式1-②は、最終需要者が複数である場合に限る。) 1 通
 - ② 輸出承認取得実績一覧表(同一の規制物質、買主及び荷受人の輸出承認証を取得した実績がある場合に限る。)(別紙様式2) 1 通
 - ③ 輸出契約書又は輸出契約を証するに足る書類の写し 1通
 - ④ 混合比率が記載された成分表等(当該貨物が混合物である場合に限る。) 1通
 - ⑤ 麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)第50条の27の規定に基づく届出が 受理されたことを証する書面の写し(輸出承認の申請をする規制物質について申請実績がない 場合又は前回の申請時までに提出した当該届出について有効期間を満了するか、記載された事 項に変更が生じた場合に限る。) 1通
 - ⑥ 麻薬及び向精神薬取締法第50条の30第1項の規定に基づく届出が受理されたことを証する書面の写し(当該貨物が麻薬及び向精神薬取締法施行令(昭和28年政令第57号)第1条に掲げる特定麻薬向精神薬原料の場合に限る。) 1通
 - (7) その他経済産業大臣が特に必要があると認める場合は、当該書類

4 顧客リストの登録

アセトン、エチルエーテル、エチルメチルケトン、塩化水素の水溶液、トルエン、硫酸及びこれらを濃度50パーセント(塩化水素の水溶液、硫酸については濃度10パーセント)を超えて含有するものの輸出承認申請をしようとする者は、バルク輸出(買主が現地でストックし顧客に販売するもの)のため、申請時に最終需要者の特定が困難である場合に限り、想定される最終需要者を明記の上、事前又は当該申請時に顧客リスト(別紙様式3)2通を提出するものとする。

- (注) 1 提出された顧客リストは、登録番号等を記載して1通を申請者に返却する。
 - 2 規制物質、買主、買主以降の商品流通経路及び最終需要者が前回の輸出承認と同一である場合は、顧客リストの登録年月日及び登録番号を「輸出承認申請内容明細書(別紙様式1-①)」の「最終需要者」欄に記載すること。
 - 3 登録された顧客リストの内容に追加、名称、所在地の変更等がある場合には、新たに顧客 リストを登録すること。

5 輸出の承認

輸出の承認は、当該申請が上記3及び4に従って行われたものであることを確認し、国際協定等により認められる範囲内で承認を行うこととする。

なお、アフガニスタン向けの無水酢酸の輸出は、国連安保理決議第1333号等に基づき、原則、 承認を行わない。

別紙第1

- 1 N-アセチルアントラニル酸及びその塩類
- 2 アセトン
- 3 4一アニリノピペリジン及びその塩類
- 4 4-アニリノー1-フェネチルピペリジン及びその塩類
- 5 アントラニル酸及びその塩類
- 6 イソサフロール
- 7 エチルエーテル
- 8 エチルメチルケトン (別名メチルエチルケトン)
- 9 エチル=2—メチル-3—(3, 4-メチレンジオキシフェニル)オキシラン-2-カルボキシラート及びその塩類
- 10 エルゴタミン及びその塩類
- 11 エルゴメトリン及びその塩類
- 12 塩化水素の水溶液(別名塩酸)
- 13 過マンガン酸カリウム
- 14 サフロール
- 15 1, 1-ジメチルエチル=4-アニリノピペリジン-1-カルボキシラート及びその塩類
- 16 1, 1-ジメチルエチル=ピペリジン-4-オン-1-カルボキシラート及びその塩類
- 17 1, 1—ジメチルエチル= 2—メチル—3—(3, 4—メチレンジオキシフェニル) オキシラン—2—カルボキシラート及びその塩類
- 18 トルエン
- 19 ピペリジン及びその塩類
- 20 ピペリジン-4-オン及びその塩類
- 21 ピペロナール
- 22 N-フェニル-N-(ピペリジン-4-イル)プロパンアミド及びその塩類
- 23 1-フェネチルピペリジン-4-オン及びその塩類
- 24 ブチル=2-メチル-3-(3,4-メチレンジオキシフェニル)オキシラン-2-カルボキシラート及びその塩類
- 25 プロピル=2—メチル-3—(3, 4-メチレンジオキシフェニル) オキシラン-2—カルボキシラート及びその塩類
- 26 無水酢酸
- 27 1 メチルエチル= 2 メチル—3 (3, 4 メチレンジオキシフェニル) オキシラン—2 カルボキシラート及びその塩類
- 28 1—メチルプロピル= 2—メチル—3—(3, 4—メチレンジオキシフェニル)オキシラン— 2—カルボキシラート及びその塩類
- 29 2-メチルプロピル=2-メチル-3-(3,4-メチレンジオキシフェニル)オキシラン-2-カルボキシラート及びその塩類
- 30 メチル=2-メチル-3-(3,4-メチレンジオキシフェニル)-オキシラン-2-カルボキシラート及びその塩類
- 31 2—メチル-3- (3, 4-メチレンジオキシフェニル) -オキシラン-2-カルボン酸及び その塩類
- 32 3, 4-メチレンジオキシフェニルー2-プロパノン
- 33 リゼルギン酸及びその塩類
- 3 4 硫酸

別紙第2

適用除外品目は、以下のとおりとする。

- 1 アセチレンを充填した容器に内蔵された多孔物質に浸潤させたアセトン
- 2 放射性物質を含有する物
- 3 バッテリー液としてバッテリー容器の中に入っている硫酸
- 4 関税法第102条の規定に基づく輸出統計品目表及び輸入統計品目表(昭和62年大蔵省告示第94号)の輸出統計品目表(以下「輸出統計品目表」という。)第32・04項、第32・08項、第32・10項、第32・15項、第33・04項、第34・03項、第35・06項、第38・14項及び第38・15項に該当する物品に含有されるアセトン、エチルメチルケトン(別名メチルエチルケトン)及びトルエン(第32・04項、第33・04項及び第35・06項に該当する物品であって化学的に単一の化合物である場合は除く。)
- 5 輸出統計品目表第34・02項、第38・10項及び第38・15項に該当する物品に含有される塩化水素の水溶液(別名塩酸)及び硫酸

輸出承認申請内容明細書

輸出承認申請の内容について、以下のとおり補足説明をいたします。

申請日	年	月	日		*承認	証番号	
1. 申請者	生				担当者	氏名	
(氏名又は	は名称及び代表	者の氏名	1)		所属部	署	
					電話番	:号	
(住所)							
	しようとする貨					ı	
商品名	(貨物名)	規制	削物質名	別2	等項番		製造者(メーカー)名
3. 申請理	里由						
4. 貨物の	り輸送ルート(経由地((積替地又に	は寄港地)	を全て言	己載)	
(積出	港)		(経	由地)			(最終仕向国及び通関地)
5. 輸入者	皆の名称、所在	地及び棚	<u></u> E略				
買主	(名称)						
	(所在地)						
	(従業員数)						
	(出資情報)						
	(事業内容)						
荷受人	(名称)						
	(所在地)						
	(従業員数)						
	(出資情報)						
	(事業内容)						
6. 最終需	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -	所在地及	 :び概略				
最終需	(名称)						
要者	(所在地)						
	(従業員数)						
	(出資情報)						
	(事業内容)						
使用予	(名称)						
定工場	(所在地)						
等							
7. 貨物の使用目的及び使用方法							
8. その他	ı						

最終需要者一覧表

最終需要者の概要 商品名(貨物名) 数量 金額 最終需要者 (名称) (所在地) (従業員数) (出資情報) (事業内容) 使用予定工場等 (名称) (所在地) 貨物の使用目的及び使 用方法 合 計 社

(PAGE

⁽注)「最終需要者一覧表」は、最終需要者が複数存在する場合のみ記載し、提出する。

輸出承認取得実績一覧表

規制物質名 申請者名(肩書・代表者名・住所)

買主名 担当者名

荷受人名 連絡先

承 認 日	承認番号	承認数量	承認総額	輸出数量

(注)「輸出数量」欄には、それぞれの輸出承認証によって輸出した数量の合計を記載する。

顧客リスト

経済産業大臣 殿

提出日	年	月	日
請者			
(氏名又は名称及び代表者の氏名)			
(住所)			

登録年月日	担当者(所属部署名)
登録番号	(氏名)
	(電話番号) (内線)
1. 商品名(貨物名)、規制物質名、メ	一カー名

申請

商品名	規制物質名	
(貨物名)	William Mala	у / v /µ
2. 買主の概略		
(名称)		
(所在地)		
(従業員数)		
(出資情報)		
(事業内容)		
2 買え以降の辛日	1 法``圣奴 政	
3. 買主以降の商品 (買主) ―――		
(貝土)		
<u> </u>		

- (注) 1. 用紙の大きさはA列4番とする。
 - 2. 1規制物質1買主について、1枚とする。ただし、「3. 買主以降の商品流通経路」欄の 内容が同じである場合は、複数の規制物質を記載してよい。
 - 3. 中間取引業者、最終需要者への流れを分かりやすく記載する。ただし、バルクは150 kg以上の流れのみとする。

	(I HGB /
最終需要者の概要	
最終需要者	(貨物の使用目的及
(名称)	び使用方法等)
(所在地)	
(従業員数)	
(出資情報)	
(事業内容)	
使用予定工場等	
(名称)	
(所在地)	
合 計 社	